

報道機関 各位

枚方市提供

新型コロナワクチンの保管期限を超過したワクチンの接種について

この度、市内医療機関において、保管期限を超過した新型コロナワクチンの接種が発生しましたので、下記のとおり報告するものです。

今後ワクチン接種においてこのような事案が発生しないよう、更なる再発防止に努めてまいります。

記

1. 発生日 令和5年（2023年）3月18日（土）
2. 事実把握日 令和5年（2023年）3月20日（月）
3. 被接種者 28歳から83歳 合計10名（男1名、女9名）
ファイザー社製オミクロン株対応ワクチンを接種
4. 経過 当該医療機関は、令和4年12月27日に本市から受け取ったワクチンを医療機関内の冷蔵庫で保管しておりました。このワクチンに記載されている使用期限は、「令和5年7月31日」までとなっていますが、これは「超冷凍保管」での使用期限であり、配送時には冷蔵保管となることから、実際の使用期限は配送から冷蔵保管で10週間後の「令和5年3月7日」となります。
誤接種がわかった理由としましては、当該医療機関が、令和5年3月20日に本市へ令和5年4月からの接種体制についての問い合わせを行う中で、ワクチン保管期限について認識の違いがあることがわかり、当該医療機関が接種の履歴を調べたところ、令和5年3月18日に保管期限を11日間過ぎたワクチンを10名の方に対し接種したことが判明し、本市へ報告があったものです。
5. 対応について
被接種者に対し、当該医療機関による十分な体調管理、経過観察に努めており、現在のところ、被接種者の健康状態に異常等は認められておりません。
6. 再発防止について
当該医療機関に対し、ワクチンの保管期限等について指導を行いました。
また、新型コロナワクチン接種を実施する市内医療機関に対し、ワクチンの保管期限について改めて周知を行い、引き続きワクチンの適正管理について徹底を図ってまいります。

<問い合わせ>

健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室
電話 072-841-1221（内線 3896）